

**2024-2026 年度課題別研修「脱炭素化に向けた水素利用(A)」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構九州センター(以下、「JICA 九州」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、水素エネルギー利用促進に取り組んでいる開発途上国から研修員として日本に招く水素供給、利活用 拡大のための政策立案および行政実務に従事する行政官に対し、所定の案件目標を達成するべく、自国の実情を踏まえた水素エネルギー利用推進に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人北九州国際技術協力協会(以下「特定者」という)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 九州所管地域において、水素エネルギーに係る法整備、政策および技術分野に関して、学術分野、知識、技術、ノウハウおよびネットワークの蓄積を有しています。

当該研修コースにおいては、2022 年度から 2023 年度までの 2 年間、14 カ国から 19 名の研修員に対し、水素社会の全体感を理解するための講義と、個別技術分野(製造、輸送、利用)の専門知識を習得するための講義を実施し、人材育成を行っています。

また、特定者は、九州を発信元として、カーボンニュートラル社会の実現に向けた水素エネルギー利用の動向、我が国の水素製造、輸送・貯蔵、利活用および産学官の取り組みについて網羅した研修を可能にする人的ネットワークを有します。

上記の理由により、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務件名

:2024-2026 年度課題別研修「脱炭素化に向けた水素利用(A)」

(2) 案件該当:別紙2「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間(2024 年度):2024 年 09 月 11 日~2024 年 10 月 16 日(予定)

(4) 契約履行期間(2024 年度):2024 年 08 月 9 日~2025 年 01 月 6 日(予定)

※2025 及び 2026 年度の実施時期未定。

2 応募要件

(1) 基本的要件:

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結しま

す。

3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認書の提出	提出期間	2024年3月15日(金) 16:00まで
	提出場所	JICA九州 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、 同確認書で提出を求められている資料
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2)審査結果の通知	通知日	2024年3月19日(金)
	通知方法	メール又は郵送
(3)審査結果についての理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求締切日	2024年3月22日(金)
	回答予定日	2024年3月25日(月)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2024-2026 年度課題別研修「脱炭素化に向けた水素利用(A)」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2024-2026 年度課題別研修「脱炭素化に向けた水素利用(A)」

(2) 技術研修期間(2024 年度):2024 年 09 月 11 日~2024 年 10 月 16 日(予定)

(3) 研修員(2024 年度)

インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、エクアドル、ウルグアイ、エジプト、アンゴラ
(7カ国7名)

(4) 研修使用言語:英語

(5) 研修の背景・目的:

経済産業省は水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる様々な要素を包含している全体を俯瞰したロードマップとして、2014 年 6 月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定した。2017 年には、2050 年を視野に入れた将来目指すべきビジョンを示した「水素基本戦略」が策定され、各省にまたがる規制の改革や技術開発、インフラ整備などの政策が統合された。2018 年 5 月には「第 5 次エネルギー基本計画」が策定・発表され、世界的なトレンドである「脱炭素化」に挑戦するために、水素や蓄電池などの技術開発を進めることが明らかとなった。

今後の本格普及に向けては、水素利用の用途拡大や、社会全体の自律的なエコシステムの構築が必要であり、そこに必要となる安価な水素の確保に向けては、グローバルサプライチェーンの構築に加え、国内オンサイトでの貯蔵を含めたシステム構築と水素製造実証が重要になる。さらに、水素は長期戦略となるがゆえに、人材の戦略的育成を含めた研究開発の足腰の強化も必要である。

九州では、官営八幡製鉄所が我が国の産業革命発祥の地となり、当時の日本の鉄鋼の約 9 割以上を生産し、副産物である水素を燃料や還元剤として利用していた。このような背景から、北九州市はいち早く水素利活用に取り組み、2011 年には世界でも類をみない大規模な水素パイプラインと一般家庭での水素利用設備を活用した北九州水素タウンでの実証を開始し、並行して、産学官の関連リソースが集積してきたという経緯がある。

本研修は、炭素中立社会実現に向けた水素を含む再生可能エネルギーの供給、利活用促進のための政策立案、行政実務に従事する行政官を対象に、水素社会推進に関する世界的な潮流、我が国の水素供給、利活用促進政策や技術、インフラ、ビジネス等の取組み

を紹介するとともに、政府・自治体の役割、施策等について理解を深めることにより、各国における水素供給、利活用促進に向けた政策立案能力向上に貢献することを目的としている。

(6) 案件目標

脱炭素化に向けた諸外国の動向、我が国の水素基本戦略、水素の安全な利活用拡大政策や技術および水素産業競争力強化等の取組みを理解し、脱炭素化に向けた水素利用について、研修員の所属機関が実施するアクションプランが作成される。

(7) 単元目標(アウトプット)

- ① 中長期的枠組みにおける水素エネルギーの利点、課題および対策等を説明できる。
- ② 水素製造、貯蔵・輸送、供給および利活用技術、安全保安の概要と法規制について理解する。
- ③ 日本の水素社会推進に必要となる政策、技術・インフラ、ビジネス等各種施策の要点を説明できる。
- ④ 水素社会推進のための、中央政府、地方自治体、産業、学術部門および地域市民の役割・意義の要点を説明できる。
- ⑤ 自国における水素社会実現に向けた課題を理解し、中長期的な対応策を提案できる。

(8) 研修内容

① 研修項目

本コースのカリキュラム構成での留意点は、概ね以下の項目からなる。本邦到着時に提出されるジョブレポートにおいて抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、実習で理論を体得し、見学・研修旅行で実例を持って確認することを基本プロセスとし、研修を踏まえて課題解決のためのアクションプランを作成することを目指す。

(ア) 水素社会の全分野を俯瞰的に理解する。例) カーボンニュートラル社会実現に向けた水素技術の現状と今後の展望等

(イ) 個別技術分野(造る・運ぶ/貯める、使う)の専門知識を習得する。例) 水素のサプライチェーンの構築等

(ウ) 産学官(行政機関、公的機関、民間企業、学術機関)のバランスを考慮した研修プログラムとする。例) 資源エネルギー庁の水素戦略、北九州市の水素戦略等

(エ) 水素を取り扱う上での安全・保安面を意識させるための講義を導入する。例) 水素社会実現に向けた保安等

(オ) 極力多くの水素関連の現場視察を含める。例) 山梨 YHC/P2G 事業等

(カ) 研修成果のモニタリングおよび総括。

② 研修方法

(ア) 講義

共創の仕掛け(アクティブ・ラーニング、研修員間の協議等)を準備し、必要に応じて視聴覚教材を駆使して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

(イ) 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により活用することを目指す。

(ウ) 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけではなく地方自治体や、民間企業への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるように工夫する。

(エ) レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(オ) 当機構が実施するプログラム

ア. 来日ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 交流プログラム

研修員と市民グループとの相互交流を通じて、「国際理解」および「国際協力」への理解を深めることを目的とする。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間(2024年度):2024年08月9日～2025年01月6日(予定)

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

※2025及び2026年度の実施時期未定。

(2) 業務の概要

本研修は、世界的な目標であるカーボンニュートラル社会実現の取り組みのため

め、水素エネルギー利用の促進を目的に、水素基本戦略、水素ベース社会実現に向けた我が国のビジョン、水素の製造とその輸送、貯蔵、利用技術の個別技術について、講義、実習、ディスカッションおよび視察を通じた体系的な研修を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件

を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。

- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上